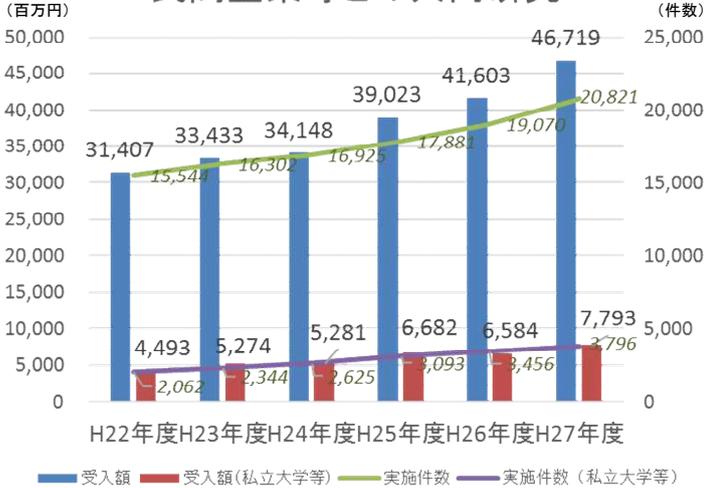


# 共同研究・受託研究の推移

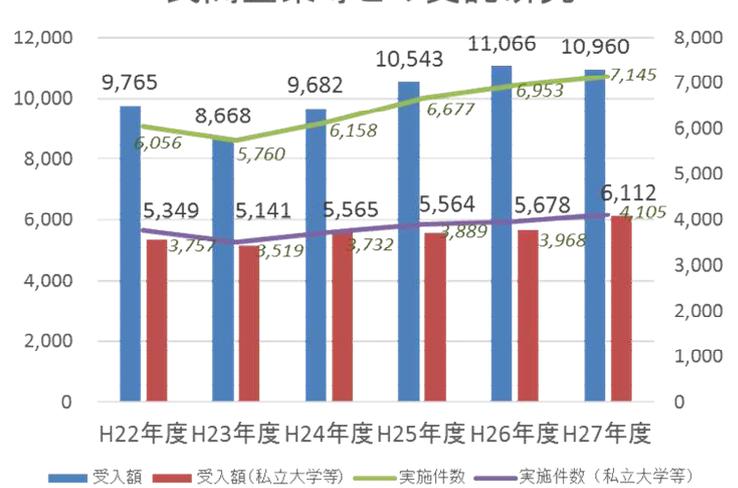
- 民間企業等との共同研究を実施する私立大学等は770校中252校(33%)。実施件数も受入額も増加傾向にあるが、私学が占める割合は全体の2割弱。
- 民間企業等との受託研究を実施する私立大学等は770校中253校(33%)。実施件数も受入額も増加傾向にあり、私学が占める割合は全体の約5～6割。

### 民間企業等との共同研究



※受入額(黒字)は左軸、実施件数(斜体・緑字)は右軸  
 ※私立大学等は私立大学・短大・高専を含む。  
 ※私立大学(短大含む)の回答率は92.8% (※国公立大、高専、大学共同利用機関は100%)

### 民間企業等との受託研究



※受入額(黒字)は左軸、実施件数(斜体・緑字)は右軸  
 ※私立大学等は私立大学・短大・高専を含む。  
 ※私立大学(短大含む)の回答率は92.8% (※国公立大、高専、大学共同利用機関は100%)

出典：平成27年度大学等における産学連携等実施状況調査(文部科学省)

# 学校法人に係る税制の概要

## 【学校法人に対する優遇措置】

国税	法人税	【教育研究事業】 非課税 【収益事業】 課税 軽減税率 19% [株式会社等の場合、税率23.4%] ※みなし寄附金の特例(収益事業所得の教育研究事業への支出) 収入の50% (当該金額が年200万円未満の場合は200万円)まで損金算入可能(通常の公益法人等は20%) ※収益事業の適用除外 私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等
	その他の税目	非課税 所得税(利子、配当所得等)、登録免許税(目的外不動産を除く)、印紙税(無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係るもの。H28.4.1以降の非課税の確認を受けた日～H31.3.31に作成されるものについて適用。)
地方税		非課税 住民税、事業税、事業所税(収益事業に係るものを除く) 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税(目的外不動産等を除く)

## 【学校法人に対する寄附に係る優遇措置】

寄附者		個人からの寄附	法人からの寄附
学校法人に直接の寄附	国	【税額控除額】(平成23年度改正) $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\%$ (所得税額の25%が限度額)	
	※1	【所得控除額】 $\text{寄附金額} - 2\text{千円}$ (総所得の40%が上限) ☆	【損金算入限度額】 $\left\{ \begin{array}{l} \text{資本金等の額} \times 0.375\% \\ + \\ \text{当該年度所得} \times 6.25\% \end{array} \right\} \times 1/2$
	地方自治体の条例により指定された寄附金	【税額控除額】 $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$ (総所得の30%が上限) ☆	
日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附(受配者指定寄附金)		(☆)と同じ	

(※1) 次のいずれかの要件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人  
 ① 経常収入金額のうち、寄附収入金額が20%以上を占めること  
 ② 3,000円以上の寄附を行った寄附者数が年平均100人以上であること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。  
 (1) 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(ウ)の要件を満たすこと。  
 (2) 実績判定期間内に、公益目的事業費用等が1億円に満たない年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は(イ)の通り計算し、かつ(ウ)の要件を満たすこと。  
 (ア) 判定基準寄附者数=実際の寄附者数×5000÷定員等の総数(当該総数が500人未満の場合は500)  
 (イ) 判定基準寄附者数=定員の寄附者数×1億÷公益目的事業費用等の合計額(当該合計額が1千万円未満の場合は1千万)  
 (ウ) 寄附金額が年平均30万円以上  
 (※2) 税額控除対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人が寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。

## 最近の税制改正

- 一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の税額控除の導入(平成23年度～)
- 学校法人の定員・事業規模に応じ、税額控除の対象法人となるための要件を緩和(定員について平成27年度～、事業規模について平成28年度～)
- 無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係る印紙税の非課税措置の創設(平成28年度～)
- 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充(平成29年度～)
- 現物寄附へのみなし譲渡所得税の非課税化に係る国税庁長官の承認手続きを簡素化する特例について、適用対象を都道府県知事所轄学校法人に拡大(平成29年度～)

# 近年の文部科学大臣所轄学校法人の寄附収入の推移

○ 経済情勢の影響もあるため、一概には分析できないものの、寄附税制の拡充の効果等により学校法人に対する寄附は近年増加傾向にある。

寄付総額の推移(個人・法人からの現金・現物寄附の合計額)

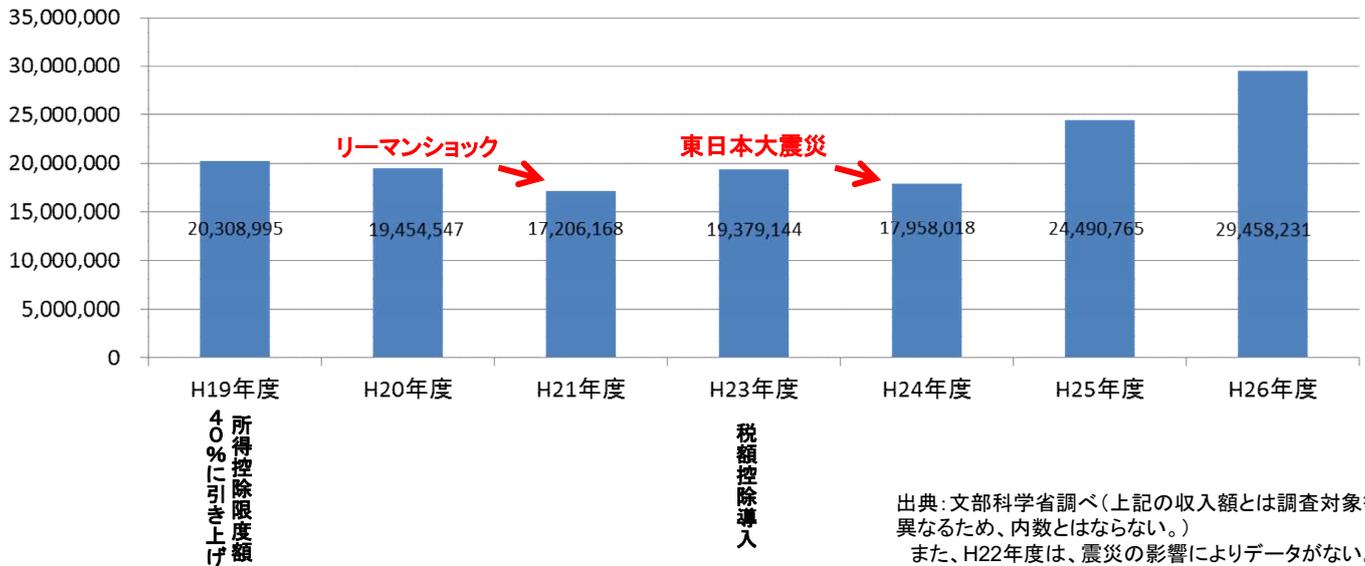
単位:千円

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
寄附金収入額(A)	131,685,000	134,328,000	137,750,000	116,904,000	139,014,000	193,355,000

個人現金寄附額の推移

出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

単位:千円



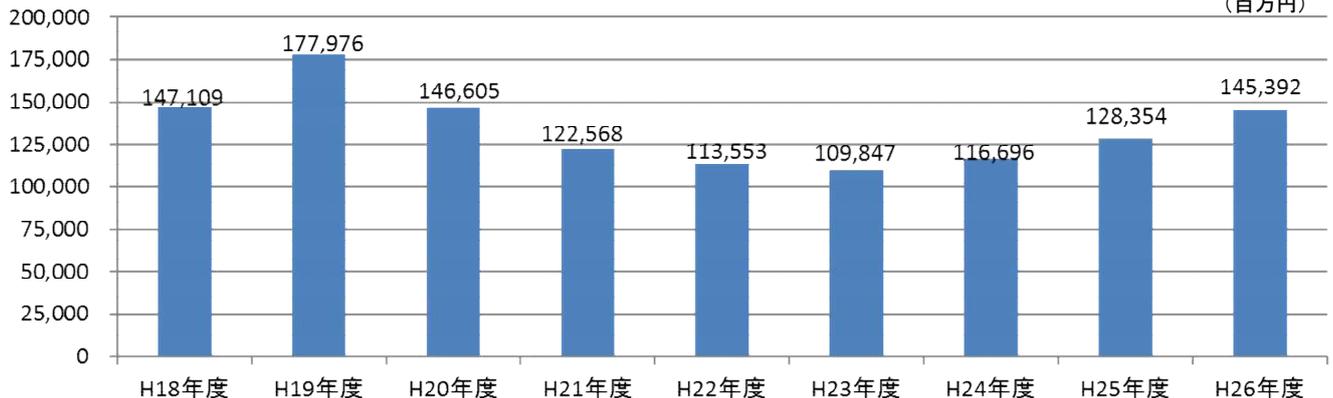
156

# 文部科学大臣所轄学校法人における資産運用収入の推移

○ 資産運用収入は近年減少傾向であったが、平成23年度以降増加傾向。

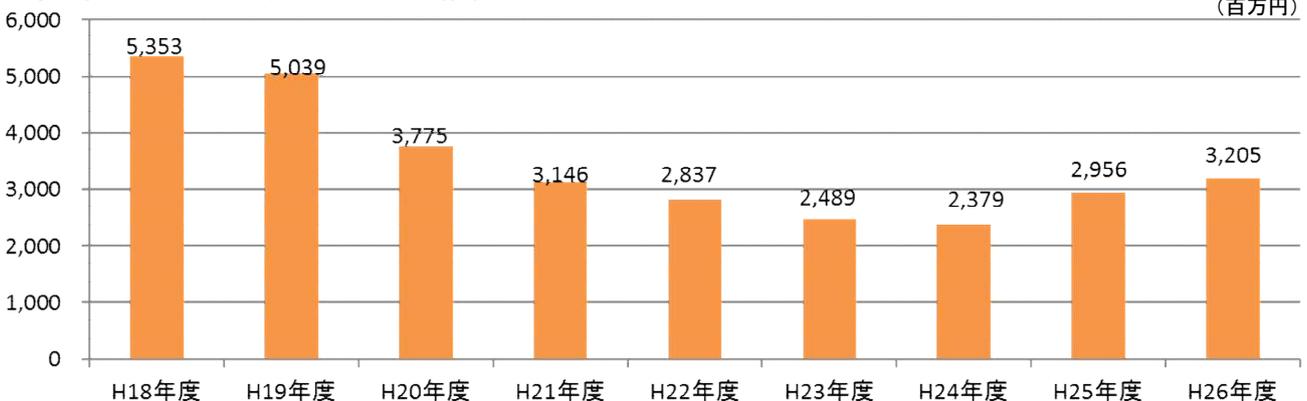
■ 大学法人における資産運用収入推移

(百万円)



■ 短期大学法人における資産運用収入推移

(百万円)



157

※ 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」より作成

# V 私学助成に関する参考資料

## 「私学助成」の概要

私学助成とは・・・

私立学校を設置する学校法人に対し、国や都道府県が交付する補助金。

平成29年度予算額: 4, 304億円

私立大学等経常費補助金:	3, 153億円
私立高等学校等経常費助成費補助:	1, 036億円
私立学校施設・設備整備補助金等:	102億円
私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金:	13億円

### 私立学校の公的性格

- ・法律に定める学校として公の性質を有する。
- ・大学・短大・幼稚園は約8割、高校は約3割の学生等を受け入れ、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育を展開しており、我が国の学校教育の発展に大きく貢献。

### 私学経営の実情

私学の収入は学生からの授業料等に頼るところが大きく（大学・短大で約8割、高校・幼稚園で約5割）、国公立学校と異なり経営基盤が不安定。

↓  
我が国の学校教育に貢献している私学の経営基盤を安定させ、質の高い教育を継続的に実施するためには、私立学校の運営費に対する補助が必要。

### 私学助成の目的

（私立学校振興助成法第1条）

- ①私学の教育条件の維持向上
- ②学生等の修学上の経済的負担の軽減
- ③私学経営の健全性の向上

### ■私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

# 平成29年度予算額（私立大学等関係予算）のポイント

私立大学等経常費補助 3,153億円（3,153億円） ※括弧内は28年度予算額。数字は概数。  
 私立大学等教育研究活性化設備整備費 13億円（23億円）  
 【このほか、復興特別会計 18億円（18億円）】

**一般補助【2,689億円（2,701億円）】** ※私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約85%  
 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。

## 特別補助【464億円（451億円）】

2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等（地域で輝く大学等やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等）を重層的に支援する。

### ○私立大学等改革総合支援事業 176億円(167億円) ※上記の一般補助及び特別補助の内数

教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学に対して重点的に支援する。

- ・各大学の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設。（複数校の申請により、5～10グループを採択予定）

### ○私立大学研究ブランディング事業 55億円(50億円) ※上記の特別補助の内数

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学に対して重点的に支援する。（新規採択校 50～60大学(10～20校増)を予定）

### ○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 102億円(86億円) ※上記の特別補助の内数

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のために多様な支援策を講じる大学等を支援する。

（減免対象人数：約1.0万人増(28年度：約4.8万人 → 29年度：約5.8万人)）

## 【復興特別会計】

### ○被災私立大学等復興特別補助 18億円(18億円)

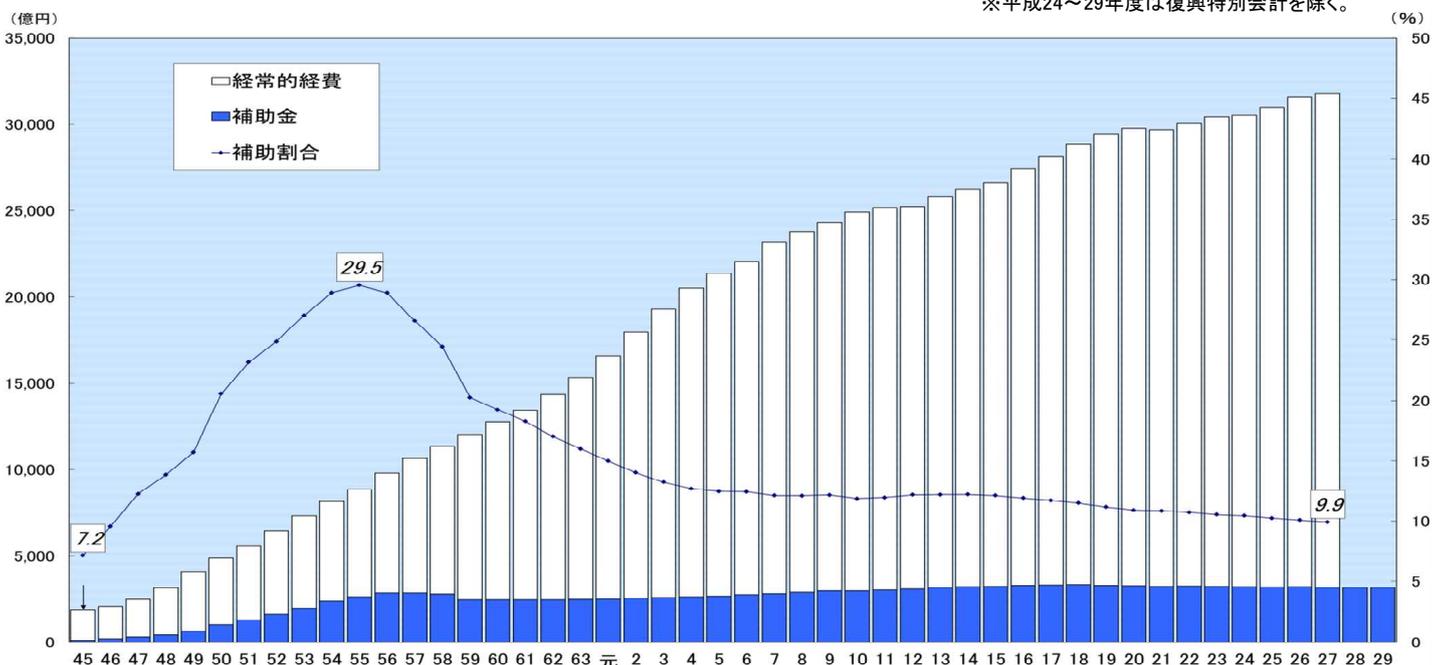
東日本大震災により被災した大学の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

## 私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

(単位：億円・%)

区分	S50年度	55年度	H5年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経常的経費	4,892	8,818	21,359	28,849	29,426	29,786	29,691	30,052	30,449	30,516	30,977	31,580	31,773		
経常費補助金	総額	1,007	2,605	2,656	3,313	3,281	3,249	3,218	3,222	3,209	3,188	3,175	3,184	3,153	3,153
	(伸率)	(57.4)	(10.6)	(2.1)	(0.6)	(▲1.0)	(▲1.0)	(▲1.0)	(0.1)	(▲0.4)	(▲0.7)	(▲0.4)	0.3	(▲1.0)	0
	伸額	367	250	54	20	▲32	▲32	▲31	4	▲13	▲22	▲12	9	▲31	0
	うち特別補助割合	17	73	397	1,109	1,113	1,113	1,102	1,102	398	394	393	422	441	451
補助割合	20.6	29.5	12.4	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	9.9		

※平成24～29年度は復興特別会計を除く。



# 平成29年度予算（私立大学等経常費補助）の概要

## 平成28年度

【一般会計】 3,153億円

（一般補助） 2,701億円 (85.7%)      （特別補助） 451億円 (14.3%)

【復興特別会計】 18億円

2,701億円	成長力強化への貢献 62億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 63億円	大学院等基盤整備 147億円	経営強化等 47億円	授業料減免等 86億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	----------------

授業料減免（被災者分） 7億円	復興特別補助 11億円
授業料減免（被災者分） 6億円	復興特別補助 11億円

## 平成29年度

【一般会計】 3,153億円（前年同額）

（一般補助） 2,689億円 (85.3%)      （特別補助） 464億円 (14.7%)

【復興特別会計】 18億円

2,689億円	成長力強化への貢献 67億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 57億円	大学院等基盤整備 152億円	経営強化等 41億円	授業料減免等 102億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	-----------------

授業料減免（被災者分） 6億円	復興特別補助 11億円
--------------------	----------------

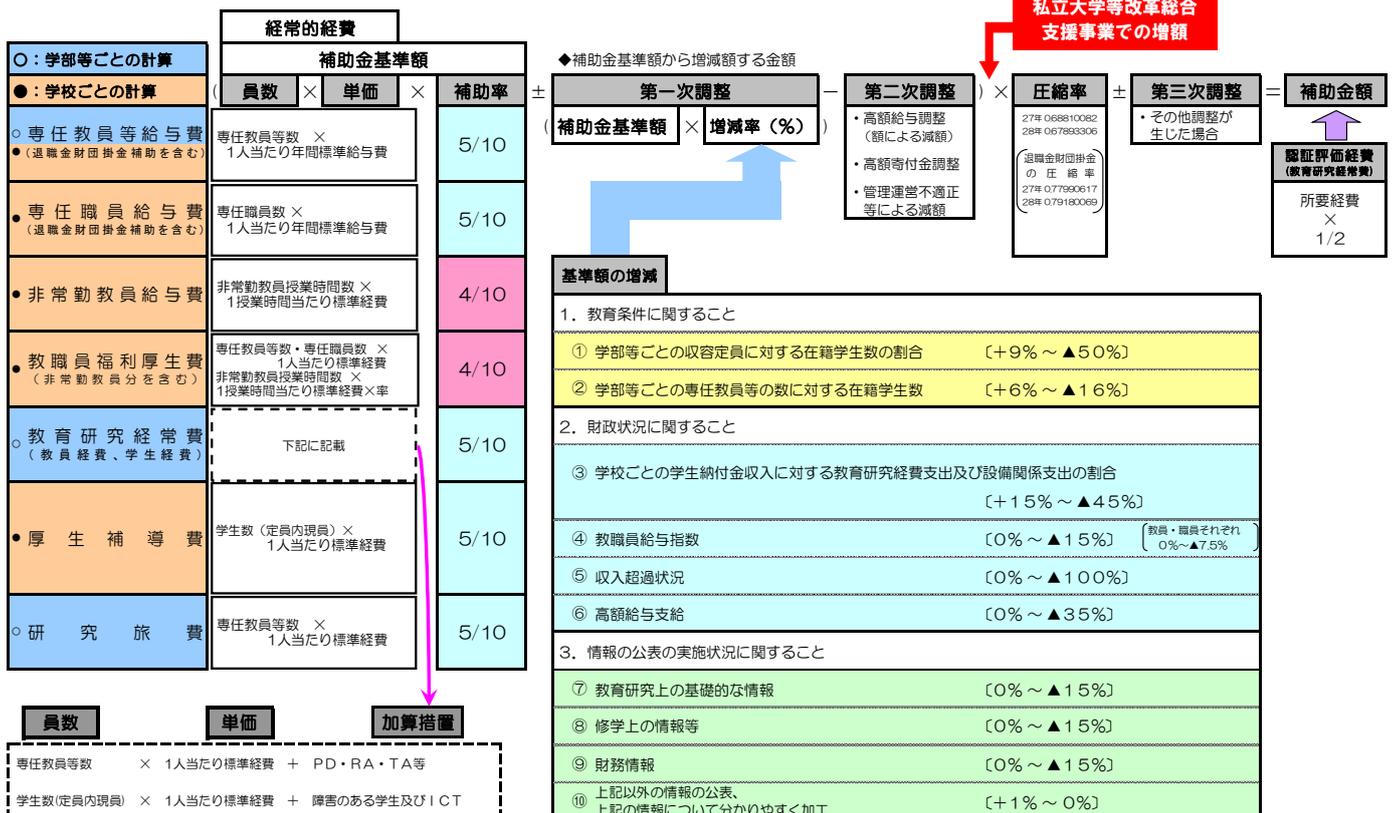
**私立大学等改革総合支援事業の充実**  
176億円（うち一般補助98億円）  
\* 一般補助及び特別補助の内数

**私立大学研究ブランディング事業の充実**  
55億円 \* 上記の内数

対象人数増による充実等

## 一般補助の計算の仕組み

○基本は「教員・学生の員数」×「単価」



# 私学助成(一般補助)におけるメリハリのある配分

私学助成は、大学等を設置する全ての学校法人に交付しているのではなく、教育条件や管理運営が不適正な大学を対象外とするとともに、教育研究や財務の状況に応じたメリハリのある配分を行っている。(約1割が不交付)

## 教育研究の状況に応じた傾斜配分

**(1) 定員充足状況に応じた減額等**  
 ○平成19年度以降、定員超過・定員割れに応じた減額を段階的に強化。  
 【定員超過 最大減額の推移】  
 平成22年度: ▲27% ⇒ 平成25年度: ▲50%  
 【定員割れ 最大減額の推移】  
 平成18年度: ▲15% ⇒ 平成23年度: ▲50%  
 ※収容定員の150% (大規模大においては140%)以上の大学・学部等又は50%以下の学部等については不交付  
 ○収容定員8,000人以上の大学において、補助金不交付となる定員超過率を年次進行で引き下げ。  
 【入学定員超過率】平成22年度: 1.34倍 ⇒ 平成25年度: 1.20倍  
 【収容定員超過率】平成22年度: 1.50倍 ⇒ 平成25年度: 1.40倍  
 平成28年度から平成30年度にかけて、入学定員超過率による不交付基準を更に厳格化。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度
収容定員8,000人以上	1.20倍	1.17倍	1.14倍	1.10倍
収容定員4,000人以上 8,000人未満	1.30倍	1.27倍	1.24倍	1.20倍

【平成28年度実績】  
 ①定員割れ減額対象学部等 695学部等(30.3%) (不交付22学部等)  
 ②定員超過減額対象学部等 857学部等(37.3%) (不交付13学部等)

**(2) 教員数に対する学生数**  
 学部等ごとの専任教員数に対する在籍学生数に応じ、交付額を増減。  
 【最大増額の場合】1人当たり8人以下: +6%  
 【最大減額の場合】1人当たり51人以上: ▲16%  
 【平成28年度実績】 減額対象学部等 1,908学部等(83.0%)

## 財務の状況に応じた傾斜配分

**(1) 学生納付金収入に対する教育研究経費支出等の割合**  
 学生納付金に占める教育研究支出の割合等に応じて増減。  
 【最大増額の場合】82%以上: +15%  
 【最大減額の場合】21%以下: ▲45%  
 【平成28年度実績】 減額対象校 761校(86.8%)

**(2) 収入超過状況**  
 翌年度繰越消費収入超過額が多い場合は、当該超過額に応じ、交付額を減額。(平成21~23年度にかけて段階的に強化)  
 【減額例】

	21年度	22年度	23年度
収入超過額が150億円	▲15%	▲30%	▲90%
収入超過額が100億円	▲15%	▲30%	▲50%
収入超過額が50億円	▲12.5%	▲20%	▲25%

【平成28年度実績】 減額対象校 115校(13.1%)

**(3) 役員の高額報酬、専任教職員の高額給与**  
 高額給与を得ている役員、専任教職員について、超過状況に応じ交付額を減額。平成22年度に超過金額に応じた減額幅が大きくなるよう強化。

	5~18年度	19~21年度	22年度~
減額幅の考え方	超過金額自体を減額		超過金額が500万円を超える場合は、超過金額以上の額を減額
減額対象者(専任教員)	1,800万円以上	1,600万円以上	
(専任)	1,200万円以上		
職員	(役)		
(員)	2,200万円以上	2,000万円以上	1,800万円以上

### 教育情報・財務状況の公表状況

教育情報、財務情報に係る情報公開の状況に応じて増減。平成27年度より取扱いを厳格化。  
 【最大減額の推移】平成23年度: ▲3% ⇒ 平成24年度: ▲5% ⇒ 平成27年度: ▲15%  
 【平成28年度実績】 減額対象校 41校(4.7%)

164

# 特別補助項目一覧 (平成29年度予算を基にしたイメージ)

NO.	補助項目	
I	成長力強化に貢献する 質の高い教育 【67億円】	③地方に貢献する大学等への支援(取組数×30 or 60万円) ①医学部入学定員の増員(人数に応じて43~108万円) ③被災地の復興支援(取組数×30万円) ◎改革総合支援事業(教育の質的転換(タイプ1)、産業界・他大学等との連携(タイプ3)、 <b>プラットフォーム形成(タイプ5)</b> ) <sup>(注)</sup>
II	社会人の組織的な受入れ 【46億円】	①正規学生としての受入(人数×10(15)万円 or 1万円(通信)) ①多様な形態による受入れ(科目等履修生、別科、専攻科:人数×5万円 or 1万円(通信)、履修証明プログラム:人数×20万円) ③社会人の受入れ環境整備(取組数×30万円×調整率(100%~200%)) ◎改革総合支援事業(地域発展(タイプ2)) <sup>(注)</sup>
III	大学等の国際交流の基盤 整備 【57億円】	①海外からの学生の受入れ(人数×3万円) ①海外からの教員の招へい(人数×30万円) ①学生の海外派遣(人数×3万円) ①教員の海外派遣(人数×80万円) ①③大学等の教育研究環境の国際化(教育研究環境の国際化:取組数×30万円、留学生授業料減免:人数×5~15万円×対象者平均減免率) ◎改革総合支援事業(グローバル化(タイプ4)) <sup>(注)</sup>

※ 上記はH27年度私立大学等経常費補助金配分基準別記8(特別補助)【日本私立学校振興・共済事業団】を基にH29年度のイメージとして作成

※ 項目毎に前提となる要件が課されているものや支援限度額が設定されているものもある

※ 申請額が予算を超過する場合は配分額を圧縮

※ ①人数に基づく配分 ②所要経費に基づく配分 ③取組に基づく配分 ◎は点数に応じた採択・配分を実施

(注)改革総合支援事業は1000万程度の定額補助

165

# 特別補助項目一覧 (平成29年度予算を基にしたイメージ)

NO.	補助項目	
IV	大学院等の機能の高度化 【152億円】	①(③)大学院における研究の充実(教員数(※)×10万円×女性研究者支援・在籍調整率) ②研究施設運営支援(所要経費の1/2程度) ②大型設備等運営支援(所要経費の1/2程度) ◎戦略的研究基盤形成支援(継続分:所要経費の1/2程度) ◎私立大学研究ブランディング事業(2000~3000万円程度の定額補助) ②大学間連携等による共同研究(所要経費の1/2程度) ①(③)専門職大学院等支援(学生数・教員数×7万円・30万円×調整率) ①(③)法科大学院支援(学生数・教員数×12万円・250万円×調整率、減免人数×18万円×対象者平均減免率) ①短期大学・高等専門学校における教育研究の充実(收容定員に応じて5~15万円、教員数×3万円)
V	経営強化等支援 【41億円】	◎経営強化集中支援(3000万円程度の定額補助) ◎持続的な大学改革を支える職員育成(継続分)(收容定員に応じて400~1000万円)
VI	授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実 【102億円】	②授業料減免事業等支援(所要経費×1/2) ②卓越した学生に対する授業料減免等(收容定員に応じて1~5人の授業料2/3) ②特色ある経済的支援方策(学内ワークスタディ事業等支援(所要経費)、産学合同スカラーシップ事業等支援(産業界等からの受け入れ資金等)に応じて50~400万円+大学負担経費1/2)

※ 上記はH27年度私立大学等経常費補助金配分基準別記8(特別補助)【日本私立学校振興・共済事業団】を基にH29年度のイメージとして作成  
 ※ 項目毎に前提となる要件が課されているものや支援限度額が設定されているものもある  
 ※ 申請額が予算を超過する場合は配分額を圧縮  
 ※ ①人数に基づく配分 ②所要経費に基づく配分 ③取組に基づく配分 ◎は点数に応じた採択・配分を実施

166

## 私立大学等改革総合支援事業

平成29年度予算額  
176億円(167億円)

- 高等教育全体の質の向上、特色化には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務であり、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援。
- 平成29年度から、各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるための**プラットフォーム形成支援のタイプを新設**。

### 基本スキーム(イメージ)

#### タイプ5「プラットフォーム形成」(5~10グループ)【新設】

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を支援

##### <要件(イメージ)>

- 教育機関・自治体・産業界等を含めたプラットフォームを形成し、地域における高等教育に関する中長期計画の策定
- 複数校の申請に基づき、採択



#### タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム等

※三大都市圏にある收容定員8,000人以上の大学等は対象外。

#### タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD等

#### タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献等

※必須要件:国際化推進に関するビジョン・方針の策定。

#### タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換を支援

##### <評価する取組(例)>

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援

##### <評価する取組(例)>

- アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 多面的・総合的な入試への転換
- アドミッションオフィスの組織改善など、入学者選抜体制の充実強化
- 高等学校教育と大学教育の連携強化等

※上記の他、活性化設備費(13億円)、施設・装置費(3億円)を一体的に支援(タイプ1~4は新規採択校のみ)

167

# 私立大学研究ブランディング事業

平成29年度予算額 79億円  
 [ 施設・装置：11億円 設備：13億円 経常費：55億円 ]  
 ※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む  
 平成28年度予算額 72.5億円 [施設・装置：5.5億円 設備：17億円 経常費：50億円]

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

地域で輝く大学等への支援

## タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定分野の発展・深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学（三大都市圏以外に所在）又は中小規模大学（収容定員8,000人未満）に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

## タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

### 選定方法と審査の観点（イメージ）

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定：50～60校程度（前年度より10～20校増）

#### 【事業体制】

- 事業実施体制の整備状況（学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制）
- 全学的な研究支援体制の整備状況（研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度）
- ブランディングに向けた検討状況（学内データ・外部意見を踏まえた検討）等

#### 【事業内容】

- 事業目的（現状・課題の分析、分析内容に照らしたテーマ設定の適切性）
- 期待される研究成果（本事業の趣旨との整合性）
- ブランディングの取組（打ち出そうとする独自色、広報、大学運営へ反映する展望）等

### 補助条件等

- ・各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・経常費は最大5年間にわたり定額を措置（1校当たり年額2,000～3,000万円程度）
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円、設備500万円

168

## 私立大学等経営強化集中支援事業

平成29年度予算額  
40億円(45億円)

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

### 基本スキーム(イメージ)

対象期間：平成27～32年度(2020年度)までの「**私立大学等経営強化集中支援期間**」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち**最大150校程度**

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分：**経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分**

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%～107%	50%程度・60～70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%～80%	70%程度・70～80校程度	3,500万円(平均)

### 主な評価項目例

#### ◆経営状況の把握・分析

- ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

#### ◆組織運営体制の強化

- ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- ・監査体制の強化

#### ◆学生募集・組織改編

- ・地域における入学志願動向調査の実施
- ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)

#### ◆中長期計画の策定等

- ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
- ・中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB枠での申請には、「**経営改善計画**」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を**必須**とする。

#### ◆人事政策・経費節減等

- ・人事考課の導入
- ・経費節減目標の設定

#### ◆他大学等との連携

- ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
- ・他大学との学内施設等の共同利用

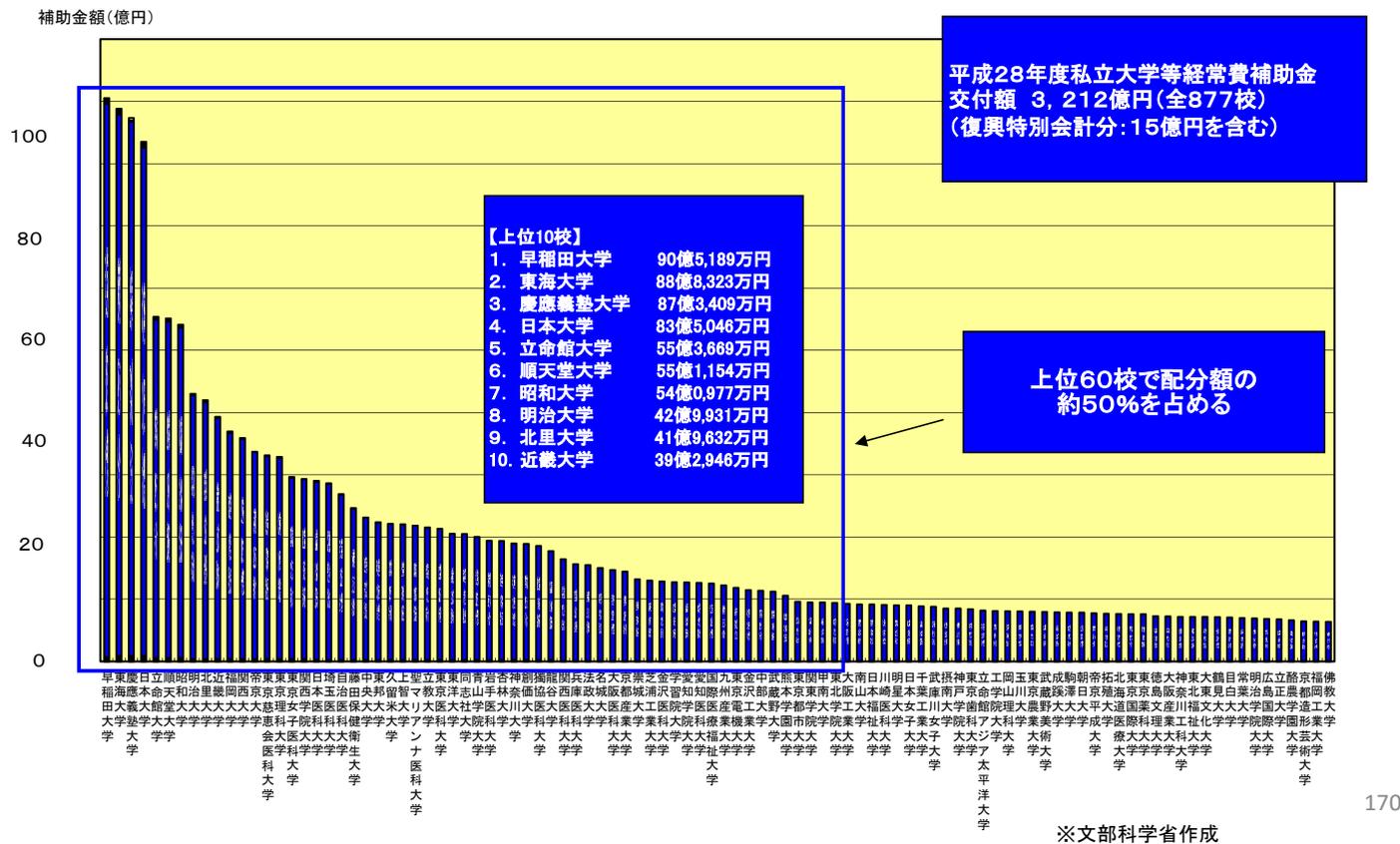
#### ◆地域・産業界との連携等

- ・地域経済への波及効果の分析
- ・地方公共団体・企業からの資金提供

※**法人合併、大学統合等を機関決定する場合**には、**別枠で加算**する。(Bのみ)

# 私立大学等経常費補助交付状況（平成28年度）

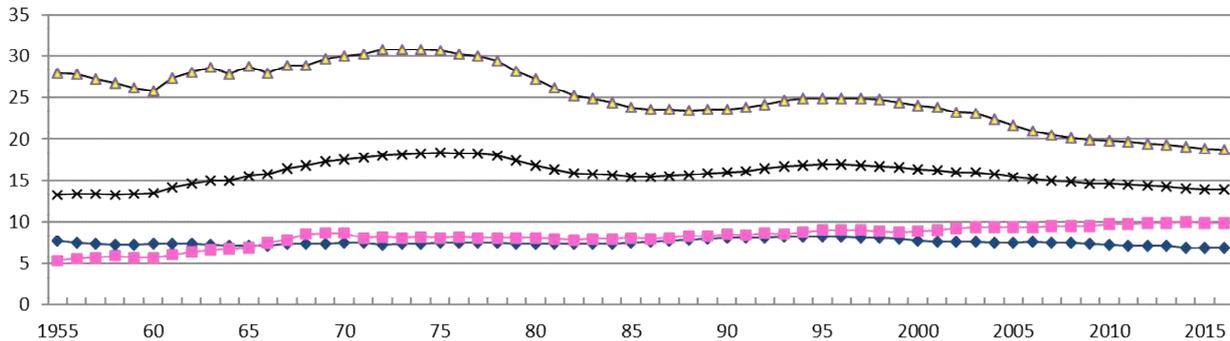
○上位60校で配分額の50%を占める。



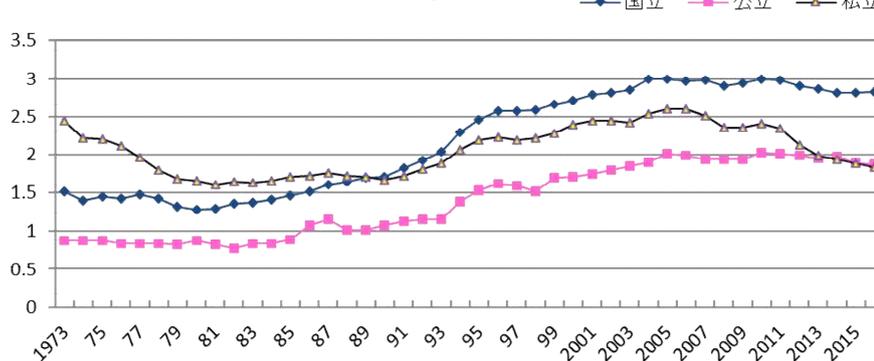
## 私学の教育条件の維持向上（ST比推移）

- 学部におけるST比は、1990年代の18歳人口の第2のピークにおける一時的増加を除き1970年代からは改善傾向。
- 一方、大学院のST比は量的拡大を背景に悪化していたが、私学は近年改善傾向。

ST比(学部学生数/専任教員数)の推移



大学院ST比



(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

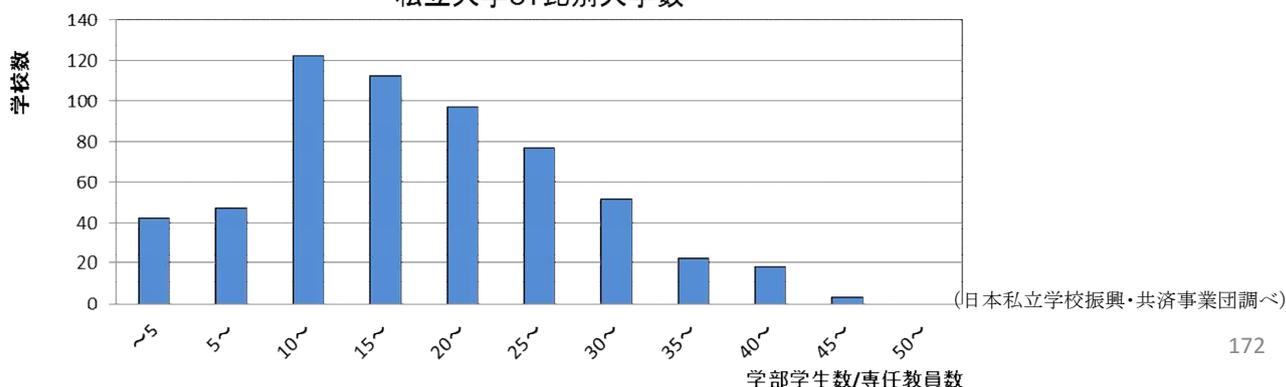
# 私学の教育条件の維持向上（学部・大学間ST比）

○学部間、大学間でのST比の差は大きい。

私立大学ST比(学部類型ごと)

	ST比平均	標準偏差	10未満	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	90～	100～	計
保健系学部	13.2	4.6	45	115	8	1	0	0	0	0	0	0	0	169
理・工学系学部	25.1	8.1	2	41	69	27	5	1	0	0	0	0	0	145
農学系学部	24.1	7.3	0	4	9	1	1	0	0	0	0	0	0	15
人文科学系学部	28.7	11.9	14	52	75	60	28	5	1	0	0	1	0	236
社会科学系学部	38.6	17.9	15	76	104	103	104	59	24	13	3	1	2	504
家政学部	21	8.2	6	31	28	5	0	1	0	0	0	0	0	71
教育学部	22.4	8.8	10	29	29	13	0	0	0	0	0	0	0	81
体育学部	31.5	7.3	0	0	5	3	2	0	0	0	0	0	0	10
芸術系学部	20	7.5	9	30	16	5	0	0	0	0	0	0	0	60
薬学部	18.5	3.9	2	34	19	0	0	0	0	0	0	0	0	55
その他学部	25.1	11.1	20	72	80	50	25	5	0	0	0	0	0	252
医学部	1.6	2.5	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
歯学部	4.7	1.7	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
合計	22.3	15.2	165	484	442	268	165	71	25	13	3	2	2	1640

私立大学ST比別大学数



## 私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成29年度予算額(案):102億円(86億円)

### ポイント

- 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等に対する支援を充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のために多様な支援策を講じる大学等を支援する。
- 減免対象人数を約1.0万人増(平成28年度:約4.8万人 → 平成29年度:約5.8万人)

### 支援内容

#### 1. 授業料減免事業等支援

支援対象:経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法:所要経費の1/2以内で支援。

家計基準:給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下

#### 2. 各大学における特色ある経済的支援策

##### (1) 卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

##### (2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

##### (3) 産学合同スカラーシップ

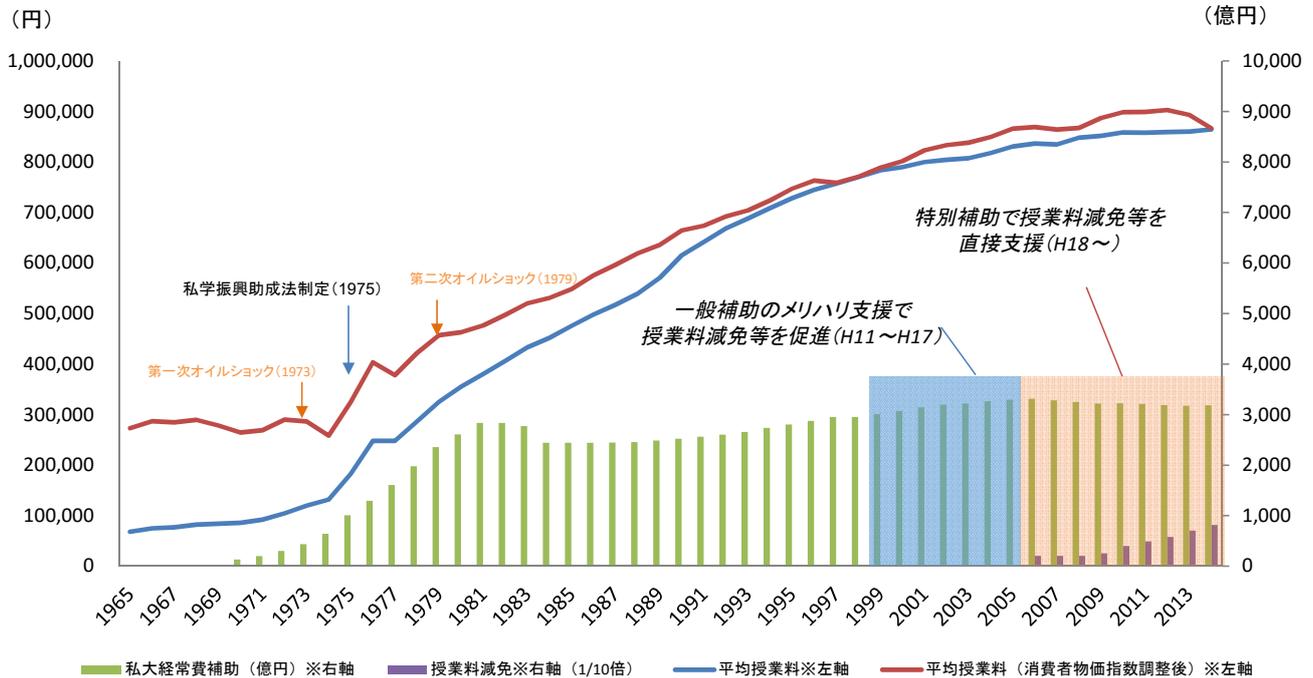
産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)**【上記102億円の内数】**
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所要経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)**【18億円の内数】**

# 私学助成と授業料の推移

- 私学振興助成法制定後(1975～)も私立大学の授業料は上昇。
- 1999年以降は私立大学における授業料減免等の取組を促すため、一般補助におけるメリハリ支援(1999～2005)、特別補助における直接支援(2006～)を実施。



※ 消費者物価指数については、総務省の消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合指標」を用いて、2015年度を基準(100)として調整

※文部科学省作成

## 大学等奨学金事業の充実

～平成29年度予算及び文部科学省給付型奨学金制度検討チームまとめ～

参考

### 給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生、児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。

※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入  
 ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

平成29年度  
先行実施

対象  
拡大

平成30年度  
本格実施

対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校(専攻科)の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】住民税非課税世帯	【学力・資質】大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】—	【学力・資質】各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ※社会的養護を必要とする学生への配慮 【家計】・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円 ※入学金相当額(24万円)を追加給付	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円 ※国立で授業料免除を受けた場合は減額

### 無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃  
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消  
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる  
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

### 予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型(先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

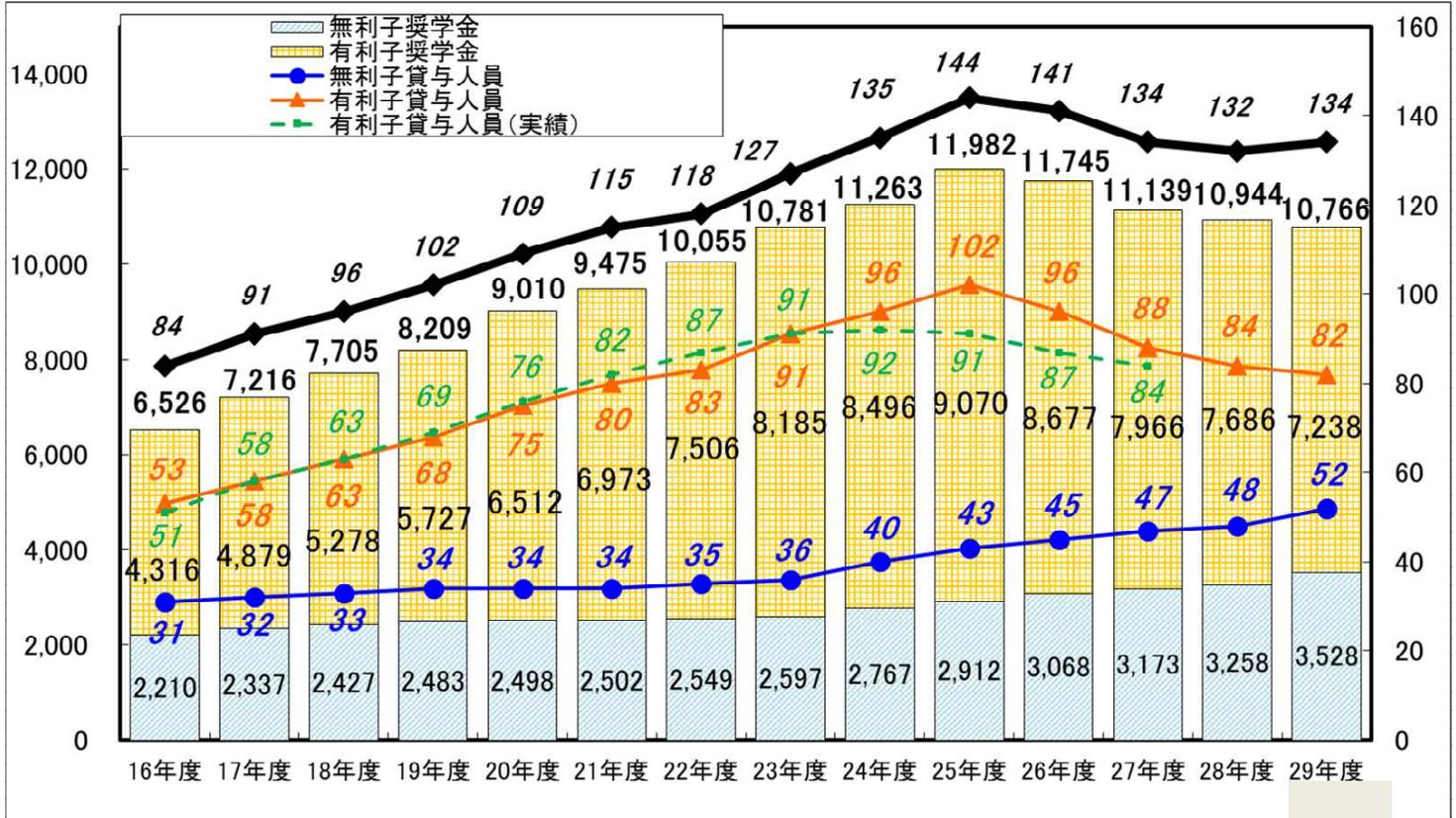
給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】  
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

(単位：億円)

(単位：万人)

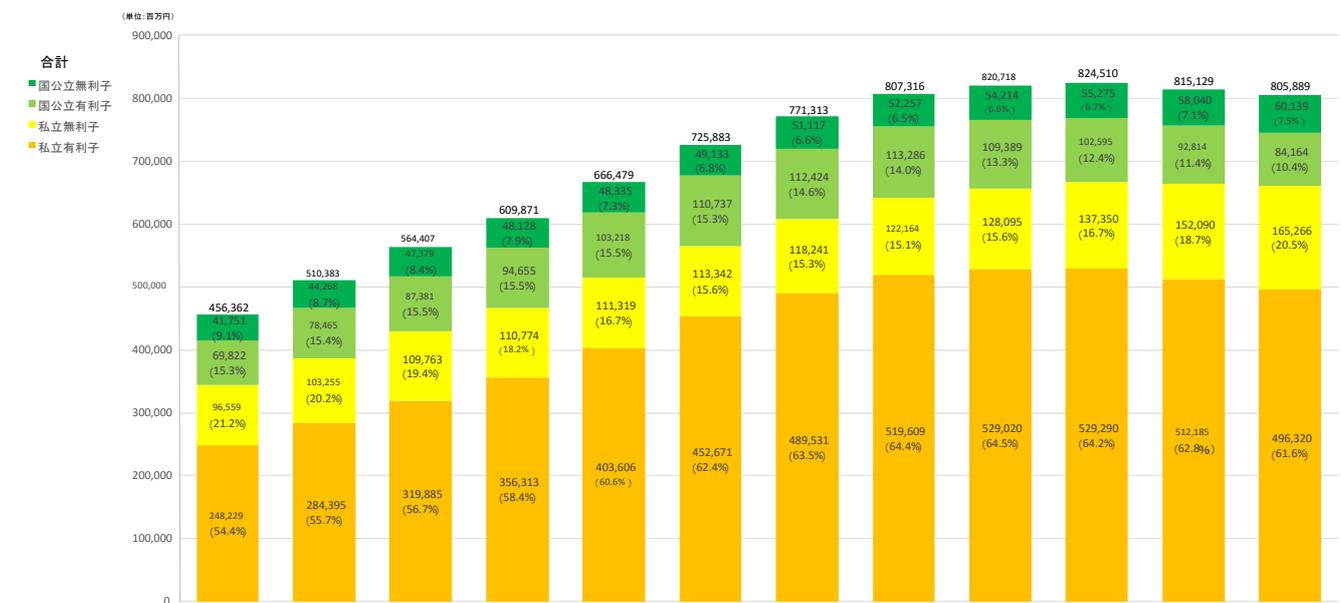


(注1) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。  
 (注2) 平成24年度以降の無利子奨学金には東日本大震災復興特別会計を含む。

## 学部段階における奨学金 (個人給付) の推移

参考

○学部段階の無利子・有利子奨学金合計額の82.1%が私立大学の学生利用分。



区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国立	無利子	41,751,351	44,267,604	47,378,855	48,128,497	48,335,406	49,132,829	51,116,579	52,256,908	54,214,091	55,275,327	58,040,058	60,138,660
	有利子	69,821,556	78,465,218	87,380,560	94,655,260	103,218,490	110,736,890	112,424,270	113,285,900	109,388,690	102,595,040	92,814,160	84,164,060
私立	無利子	96,559,482	103,254,837	109,763,466	110,774,061	111,319,215	113,342,331	118,241,441	122,163,825	128,095,427	137,349,992	152,089,812	165,266,014
	有利子	248,229,317	284,395,071	319,884,510	356,312,910	403,606,310	452,671,420	489,531,170	519,609,340	529,020,120	529,290,050	512,184,760	496,319,780
合計	無利子	138,310,833	147,522,441	157,142,321	158,902,558	159,654,621	162,475,160	169,358,020	174,420,733	182,309,518	192,625,319	210,129,870	225,404,674
	有利子	318,050,873	362,860,289	407,265,070	450,968,170	506,824,800	563,408,310	601,955,440	632,895,240	638,408,810	631,885,090	604,998,920	580,483,840
合計(無利子有利子合算)		456,361,706	510,382,730	564,407,391	609,870,728	666,479,421	725,883,470	771,313,460	807,315,973	820,718,328	824,510,409	815,128,790	805,888,514

## (参考) 私学助成制度の沿革等

### 私学助成制度の沿革 (1) 戦後復興

- 昭和21.10.3 「帝国議会衆議院本会議」決議  
私学振興に関する決議 (抜粋)
  - 一、官公私立学校生徒学費負担の不均衡是正
  - 二、戦災私学復興費の助成
  - 三、戦災私学の有する特殊預金の解除
  - 四、私学への寄附金に対する租税の減免
  - 五、私立学校教職員待遇改善費の補助
  
- 昭和22.12 「教育刷新審議会」第十回建議
  - (一) 私学の公共性を法的に確認し且つ自主性を確保する為、学校法人法を制定すること。
  - (二) 戦災学校に対する補助金資材の確保並びに運用建物又はその他の国有建物の優先低価払下及びこれが弁済に関する特別な措置を講じること。
  - (三) 経営費の急激なる膨張に伴い経営費に対する補助金又は貸付金の増額を行うこと。
  - (四) 学校に対知る寄附金について寄付者の相続税、所得税、営業税等において免税を行うこと
  - (五) 私学の財的基礎を強固にする為、教育金庫法の如きものを制定して私学に対する税制的援助の根本的対策の樹立を望む。

## 私学助成制度の沿革（2） 占領期

- 昭和21～26年度 戦災復旧費貸付金の実施  
国が、直接私立学校（大学～幼稚園）に対し、戦災復旧費、経営費等の長期低利の資金貸付を実施。（27年年度以降は私学振興会が実施）
  - ・戦災復旧費貸付金等（昭21～26） 16億3,412万円
  - ・経営費貸付金（昭22～23） 1億2,500万円
- 昭和24.12 私立学校法制定
- 昭和27.3 私立学校振興会法の制定
  - ①私立学校の施設等の整備に必要な資金の貸付
  - ②私学振興のための教職員の研修等に対する助成
- 昭和28年度 「私立大学研究基礎設備助成補助金」の創設  
※現私立大学等研究設備整備費等補助金
- 昭和28年度 「私立学校建物其他災害復旧費補助金」の創設  
※S28.8 西日本大水害

180

## 私学助成制度の沿革（3）

- 文部省「わが国の教育の現状」（昭和28年度）より抜粋

このように、支出中新営営繕費の比率が増大していることは、戦時中老朽した施設の補修工事・戦災による施設の復旧工事のみならず、新学制の実施に伴う新規の工事が増大し、またその工事の負担が私立学校にとって、相当な重荷になつていることを物語っている。

なお、人件費の比率が縮小しているのみならず、給与の絶対額がきわめて低位にあることは、私立学校における新営営繕費の増大が人件費に大きくしわよせされているためと思われる。

以上概観したように、全支出中営繕費の占める比率が著しく増大し、また経常費中人件費の占める比率も漸次上昇する傾向にあることは、私立学校の経営が営繕費と人件費の両面から圧迫されていることを示すものといえよう。そしてこの傾向は、健全な私立学校経営の理想とは、およそかけはなれたものといつてよい。

このように、昨今における私立学校の経営状況は、収入の面においても、支出の面においても、安定性を欠いているものといふことができる。

181

## 私学助成制度の沿革（４）私学の発展

- 昭和31年度「私立大学等理科特別補助金」の創設
- 昭和32.3 「私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律」制定
- 昭和39.6 「私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律」の一部改正（補助率2分の1→3分の2へ）
- 昭和43年度「私立大学教育研究費補助金」の創設  
予算額30億円、補助率2分の1 S45に経常費補助金に統合
- 昭和45.1 「私立大学等経常費補助金」の創設  
予算額132億円（人件費補助69億円、教育研究費補助63.2億円）  
補助率2分の1
- 昭和45.5 「日本私学振興財団法」の制定
  - ① 私立大学等に対する経常費補助金の交付
  - ② 学校法人等に対する資金の貸付
  - ③ 私立学校教職員のための助成金の交付
  - ④ 受配者指定寄付金の受入れと配布
  - ⑤ 私立学校経営のための情報収集・経営相談

182

## 私学助成制度の沿革（５）私学助成の法制化

- 昭和49.2 「自由民主党・私学助成チーム」  
「私立学校に対し、国公私立学校の経費を基礎とする標準的な経常費および施設費について、その2分の1を補助することを目途とする。」
- 昭和49.8 「私立学校振興方策懇談会」報告（文部大臣の懇談会）  
経常費補助としては、一般的な補助のほか、特別の必要に応ずる特別な措置をとるものとする。
  - （１）一般補助
    - ア 経常費については、次の算定により積算された額を一般補助として補助すること。  
学生1人当たりの標準的経費（E）×学生数（S）×1/2  
（E）は専攻分野別に国立大学の経常費を基準として定める。  
（S）は学生定員について専攻分野別に区分する。
- 昭和50.7 「私立学校振興助成法」の制定（S51.4施行）
  - ・議員立法により成立

※ 昭和50年度の経常的経費に対する補助割合は20.6%。その後上昇を続け昭和55年度の29.5%が最高で、それ以降は割合は低下。

183

## 私学助成制度の沿革（6）

### ○ 昭和58.3 「臨時行政調査会」第5次答申（最終答申）

当分の間、いずれ（私立大学等経常費補助及び私立高等学校等経常費助成費補助）についても総額を抑制する。

私立大学等に対する補助金の配分方式について、次の様な合理化を図る。

- ① 主として教職員や学生の人数に応じて配分する仕組みとなっている一般補助について、教育研究条件の向上、経営努力等を考慮して、傾斜配分を強化する。
- ② 特色ある教育や研究に対する特別補助の助成総額に占める割合を高める。

### ○ 昭和58年度 「私立大学・大学院等研究装置施設整備補助金」の創設 予算額25億円 補助率2分の1

184

## 私学振興助成法における補助割合について（7）

### ○私立学校振興助成法（抄）（昭和50年7月11日法律第61号）

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

（補助金の増額）

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、特に必要があると認められるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

### ○「私立学校振興助成法案」に対する附帯決議（抄）参議院文教委員会 昭和50年7月1日

政府は、本法の運用にあたり、私立学校教育の特質と重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、私立大学に対する国の補助は二分の一以内となっているが、できるだけ速やかに二分の一とするよう努めること

185

# 特別補助について（8）

昭和50年 私立学校振興助成法成立  
特別補助制度 創設（約17億円 総額の1.7%）

昭和59年 私立大学等経常費補助金の大幅削減（約322億円減）  
特別補助の割合増加

- 行政改革に関する第5次答申（最終答申）（抄）（S58.3.14 臨時行政調査会）
  - ii 私立大学等に対する補助金の配分方式について、次のような合理化を図る。
    - ② 特色ある研究や教育に対する**特別補助の助成総額に占める割合を高める。**

平成14年 私立大学教育研究高度化推進特別補助 創設（～H18） 約645億円

平成19年 ゾーン制創設（～H22）

平成23年 共通的に行われるようになった活動について「一般補助への組替」を実施

# 私学助成の「競争化・改革化」の歴史（9）

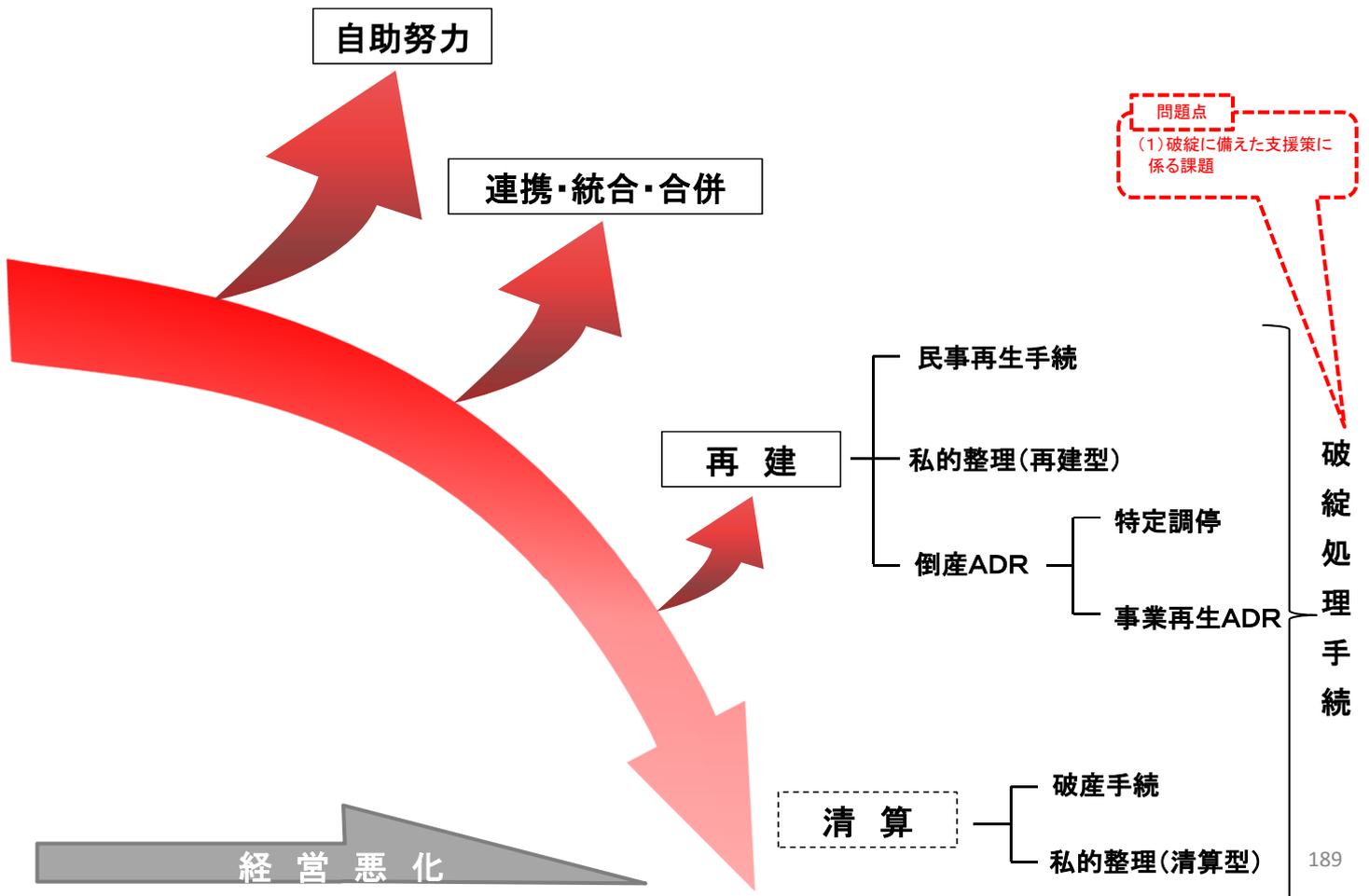
- S45経常費補助金制度創設（予算補助）
- S50私立学校振興助成法制定（S51法律補助）
- S50特別補助創設
- S51-高等教育計画により、大学の新增設及び定員増においては原則抑制
- S57シーリングの開始
- S58臨時行政調査会最終答申（総額抑制、特別補助の割合を高める）
- H14機関補助に競争の観点を反映（骨太2001）、文科省から直接交付する高度化推進特別補助を創設（～H18）
- H15大学設置に関する抑制方針を撤廃、準則主義に転換
- H16-認証評価制度の開始
- H19対前年度比▲1%を基本とする（骨太2006）、機能に応じた特別補助である「ゾーン制」創設（将来像答申）（～H22）
- H23特別補助のうち共通的に行われるようになった活動について「一般補助への組替」を実施
- H25私立大学等改革総合支援事業
- H27私立大学等経営強化集中支援事業
- H28私立大学研究ブランディング事業



注1: 金額は当初予算額。  
 注2: 高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合。  
 注3: 平成24～29年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含まず。

# VI 学校法人の破綻処理に関する参考資料

## 経営困難な学校法人のとり得る選択肢

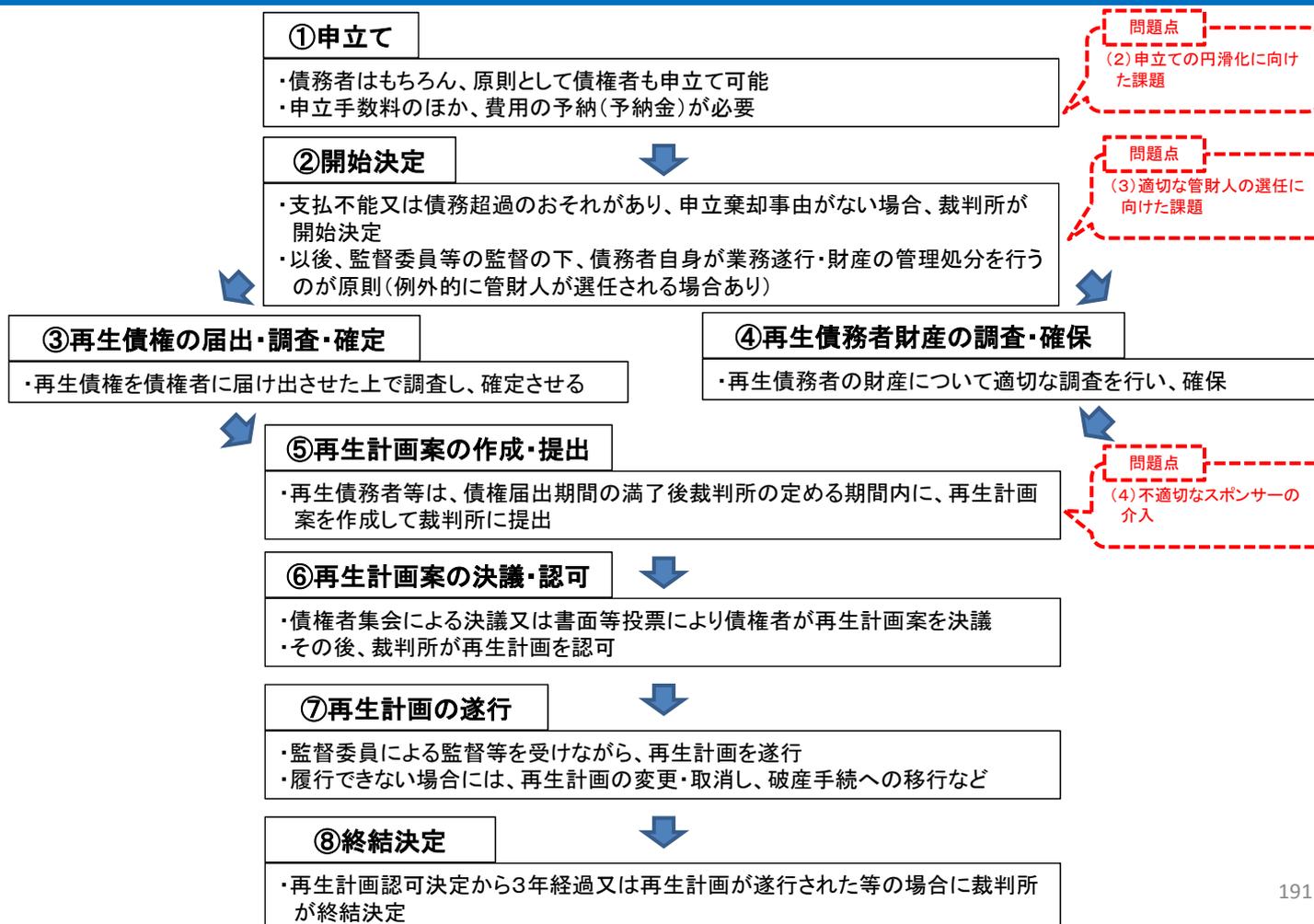


# 再建型手続の種類と特徴

手続名	特徴	メリット	デメリット
<b>民事再生手続</b> <small>過去5件 (文部科学大臣所轄 法人の事例)</small>	裁判所が関与し、原則として監督委員の監督の下、民事再生法に基づいて再生計画案を立案し、当該計画を遂行して再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続が公平・透明</li> <li>・反対する債権者も含めて法的に拘束可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻の事実が公表される</li> <li>・一定の時間が必要</li> <li>・予納金等の負担</li> <li>・法定の手続による厳格な処理</li> </ul>
<b>私的整理(再建型)</b>	裁判所外で行われ、第三者の介在を前提とせず、債務者・債権者間の話し合いによる任意の合意に基づいて再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻の事実が公表されない</li> <li>・簡易・迅速・柔軟な処理</li> <li>・比較的廉価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事再生手続のような法的拘束力がない</li> <li>・一部債権者の主導により公平性・透明性に疑義が生じるおそれ</li> </ul>
<b>特定調停</b>	裁判所が債務者・債権者間の調整を実施して再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻の事実が公表されない</li> <li>・裁判所の関与により合意形成の機運が高まりやすい</li> <li>・迅速・柔軟な処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事再生手続のような法的拘束力がない</li> </ul>
<b>事業再生ADR</b>	法務大臣の認証及び経済産業大臣の認定を受けた特定認証紛争解決事業者が選任する中立的な専門家が債務者・債権者間の調整を実施して再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻の事実が公表されない</li> <li>・中立的な第三者が主導するので公平性が高い</li> <li>・迅速・柔軟な処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事再生手続のような法的拘束力がない</li> </ul>

190

## 民事再生手続の概要



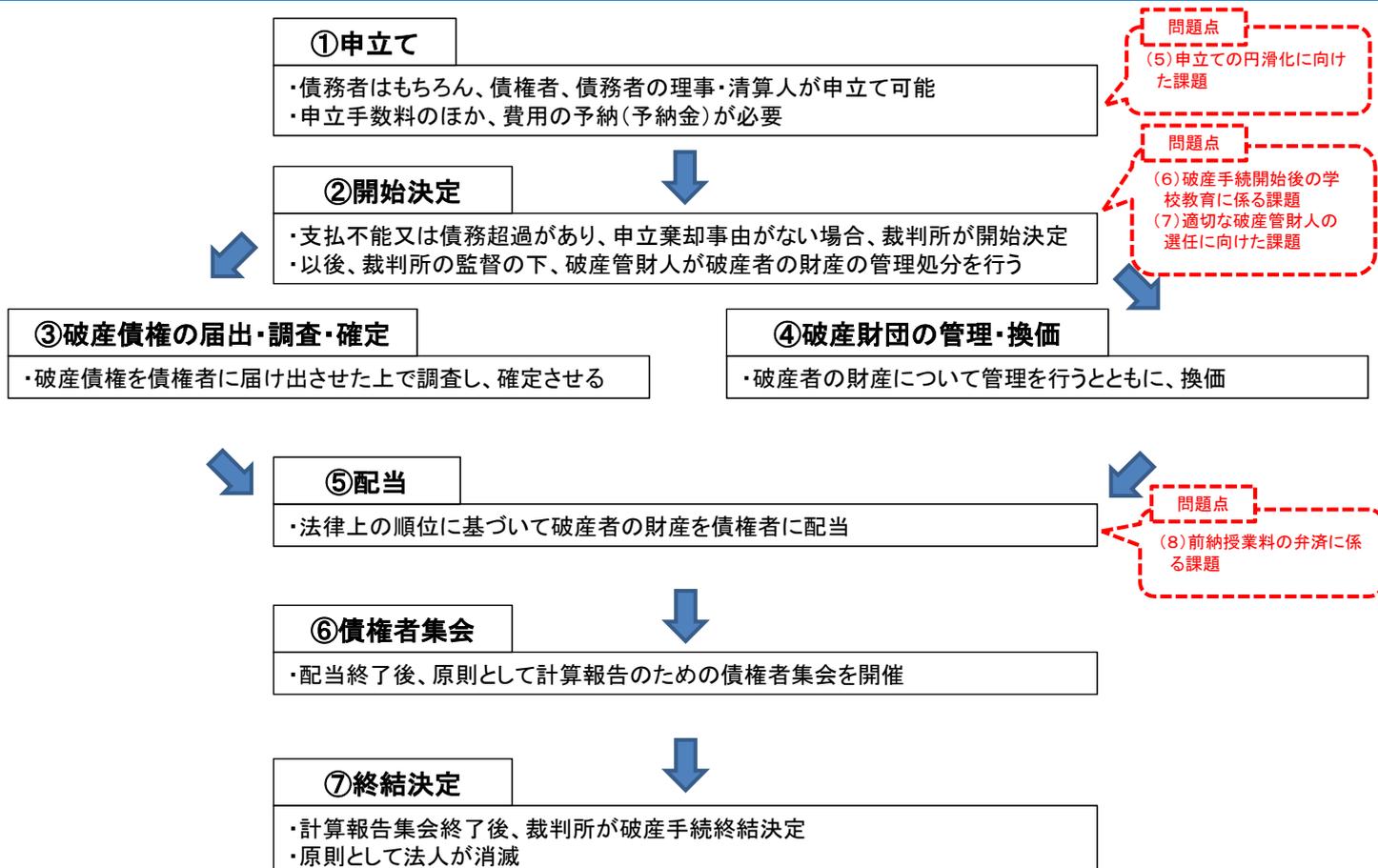
191

# 清算型手続の種類と特徴

手続名	特徴	メリット	デメリット
<b>破産手続</b> <small>過去3件 (文部科学大臣所轄法人の事例)</small>	裁判所の監督の下、弁護士等である破産管財人が破産法に基づいて破産者の財産を換価し、債権者に配当して清算を行う手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続が公平・透明</li> <li>・反対する債権者も含めて法的に拘束可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻の事実が公表される</li> <li>・一定の時間が必要</li> <li>・予納金等の負担</li> <li>・法定の手続による厳格な処理</li> </ul>
<b>私的整理(清算型)</b>	裁判所外で行われ、第三者の介在を前提とせずに債務者・債権者間の合意に基づいて清算を行う手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻の事実が公表されない</li> <li>・簡易・迅速・柔軟な処理</li> <li>・比較的廉価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破産手続のような法的拘束力がない</li> <li>・一部債権者の主導により公平性・透明性に疑義が生じるおそれ</li> </ul>

192

## 破産手続の概要



193

# 学校法人への解散命令に係る手続

学校法人の運営が法令等に違反している・著しく不適正な状態に陥っている

報告徴収・立入検査

違反の事実等を確認

措置命令

役員解任勧告

解散命令

清算手続

債務超過等

破産手続

法人の消滅

運営改善

問題点

(10) 不適切な清算人の就任・選解任  
(11) 清算人への忠実義務の不適用

問題点

(9) 解散命令が避けられない場合の方策に係る課題

裁判所の監督の下、破産管財人による管理

## 解散命令が避けられない場合の方策

(「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」(平成25年8月)における今後の検討事項)

### ① 清算等の準備行為の過程への移行

経営破綻が客観的に避けられない場合には、例えば、学校法人の申出に基づき、又は、猶予がないなど特異な場合には所轄庁の判断により、学校法人の清算等の準備行為の過程に移行させることを可能とすること。

### ② 所轄庁が選任した管財人が役員に代わり管理

学校法人の経営の破綻が避けられないような事態になるに当たり、役員に重大な責任がある場合には、例えば所轄庁が選任した管財人が当該役員に代わり管理に当たることにより、学生等の保護の観点から学校法人の運営の適正化や財産の保全が図られることを可能とすること。

### ③ 私学関係者等の協力による在校生の転学等・あらかじめ蓄積した当面の運営資金の供給

在校生の転学等が円滑に行われるため、私学関係者等の協力により進めていく仕組みを整えるとともに、転学等を終えるまでの間、教育の提供を可能にする観点から、当該学校法人に当面の運営資金を供給するため、一定の金額をあらかじめ蓄積しておく制度を設けることなどにより必要な資金を確保する方策を講じること。

# 学校法人の破綻処理手続に関する問題点

項目	番号	問題点	具体的な内容
全体 (1頁)	(1)	破綻に備えた支援策に係る課題	○学校法人の破綻に備えた支援策として、どのような方策があり得るか。
民事再生 (3頁)	(2)	申立ての円滑化に向けた課題	○金融機関等については監督庁に申立権を付与しているが、学校法人の場合に所轄庁に申立権が付与されていないことについて、どのように考えるか。 ○債務者が民事再生手続を申し立てようとしないうちに、債権者が申し立てる場合の金銭的負担について、どのように考えるか。
	(3)	適切な管財人の選任に向けた課題	○管財人を置く場合、学校経営や学生保護を本来の業務としていない弁護士が管財人として選任されることについて、どのように考えるか。
	(4)	不適切なスポンサーの介入	○非営利法人であるため、学校法人の固定資産等を安価に取得して利益を得ようとする者が参入しやすいことについて、どのように考えるか。
	(5)	申立ての円滑化に向けた課題	○金融機関等については監督庁に申立権を付与しているが、学校法人の場合に所轄庁に申立権が付与されていないことについて、どのように考えるか。 ○債務者が破産手続を申し立てようとしないうちに、債権者が申し立てる場合の金銭的負担について、どのように考えるか。
破産 (5頁)	(6)	破産手続開始後の学校教育に係る課題	○破産法上、破産手続開始後に学校教育を一定期間継続することは原則として難しい点について、どのように考えるか。
	(7)	適切な破産管財人の選任に向けた課題	○学校経営や学生保護を本来の業務としていない弁護士が破産管財人として選任されることについて、どのように考えるか。
	(8)	前納授業料の弁済に係る課題	○破産法上、学生が前納した授業料が配当の際に優先的な弁済の対象とならないと解されるおそれがある点について、どのように考えるか。
	(9)	解散命令が避けられない場合の方策に係る課題	○解散命令が避けられない場合について、「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」(平成25年8月)における今後の検討事項等を受けて、どのように考えるか。
解散命令 (6頁)	(10)	不適切な清算人の就任・選解任	○私立学校法上、解散命令当時の理事が清算人に就任することについて、どのように考えるか。 ○私立学校法上、裁判所に清算人の選解任権があることについて、どのように考えるか。
	(11)	清算人への忠実義務の不適用	○私立学校法上、清算人に忠実義務が課されていないことについて、どのように考えるか。